

本書は答申の内容を公表するに当たり、個人情報に配慮して一部修正したものです。

答申第 902 号
諮問第 1588 号

件名：特定の教育事務所職員の処分に関する報告文書等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書のうち、審査請求の対象となった別記①及び②の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 2 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 3 月 15 日付けで行った不開示決定を取り消し、本件請求対象文書について開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

ア ①の請求内容は、「処分された職員（当該職員）が 110 番通報した各事件及び他の問題発生時に、その都度、A 教育事務所から県教委に提出された報告文書。（*それらをまとめた非違行為報告書等は、本開示請求の対象としない。）」である。

イ 県教育委員会 A 教育事務所（以下「A 教育事務所」という。）は、当該職員が 110 番通報するごとに、その状況を文書で県教育委員会事務局管理部総務課（以下「総務課」という。）に報告している。事件内容に対する軽重の判断は別にして、公の組織内において 110 番通報する「事態」が発生し、その報告書である。公文書であることは言を俟たない、処分から、まだ 1 年以内である。すでに廃棄したなどということも考えられない。当該職員の処分を行った県教育委員会が保有し、当然のことであるが、当該報告文書を作成した A 教育事務所も保有している。処分された当該職員に関する非違行為報告書の基礎的資料の一つである。まさしく、組織共用文書である。よって、「行政文書を作成または取得していない」場合に当たるものではないことは、明白である。

ウ ②の請求内容は、「県教委が、当該処分に関して関係者から事情聴取し

た事実（いつ、だれが、誰に対して、どこで聴取したのか）、またその内容等が分かるすべての文書。」である。

総務課等は、本件処分について関係職員に対し、事情聴取（事実確認）を行っている。言うまでもなく、公務として行ったものであり、記録を取り、その内容は、組織的に共有されたものとする。これまた、当該処分の基礎的資料である。つまり、開示請求文書は、行政文書として存在するし、存在しなければならないのである。

エ なお、本開示請求は、上記①②を含め、7項目の文書について開示請求したが、（一部）開示されたのは「⑦当該職員が、発出したメール。」のみである。右メールは、行政文書として保有するが、上記①②は、行政文書として保有しない（保有するが行政文書ではない。私的メモ。）という主張は理解できない。共に行政文書として保有すべき対象である。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の対象について

本件不開示決定は、別記①から⑦までのうち、①から⑥までの開示請求に対して不開示（不存在）決定を行ったものであるが、審査請求人は、審査請求書の審査請求の趣旨において、「開示請求項目①②について開示を求める」と記載していることから、別記①の開示請求（以下「請求内容①」という。）及び別記②の開示請求（以下「請求内容②」という。）に係る審査請求と解し、以下、本件請求対象文書を開示しないこととした理由を説明する。

(2) 本件請求対象文書について等

ア 事件の経緯について

(ア) 本件開示請求書には「2017.10.12公表のA教育事務所職員の処分に関する以下の文書。」と記載されている。「2017.10.12公表のA教育事務所職員の処分」とは、A教育事務所の職員（以下「A職員」という。）が平成28年10月27日から平成29年1月16日までの間、職場内において、複数の非違行為を行ったため、県教育委員会が平成29年10月12日付けで戒告処分を行った事件である。まず、本件事件の経緯について説明する。

(イ) 平成28年10月27日、A教育事務所内でA職員と他の職員間でトラブルが発生し、A職員は警察へ「他の職員から暴行を受けた」と事実とは異なる内容の通報をし、関係職員が警察官から取調べを受けるといった事件が発生した。A職員の上司らは総務課を訪問し、人事担当の職員に事件について直接報告し、今後の対応等について相談をした。

(ウ) この事件の以後、A職員による事実と異なる理由による警察への通報等の問題行動が繰り返し発生し、その都度A職員の上司らは同様に

総務課へ事件を報告していた。なお、この段階では、A 職員の上司らは A 職員に対し指導を行っていたものの、任命権者による懲戒処分が必要であるとまでは考えておらず、相談を受けた総務課職員も一般的な人事上の相談として認識していた。

- (エ) 平成 29 年 1 月 16 日に A 職員が上司の指導に反抗し暴行を加えるという事件が発生し、上司は A 職員を警察へ通報した。A 職員の上司らはこの事件を総務課へ報告し、対応について相談したところ、県教育委員会として A 職員に対する懲戒処分を検討する必要があるとの結論に至った。

そのため、A 教育事務所は、A 職員によるこれまでの問題行動の事実関係を調査し、関係職員への聞き取り等を行った上で、その内容を集約した非違行為報告書を作成し、A 職員が作成した申立書及び所属長の意見書とともに、平成 29 年 3 月 6 日付けで総務課へ提出した。

- (オ) 非違行為報告書を受領した総務課の職員は、非違行為報告書と A 職員が作成した申立書の記載内容が著しく相反することから、事実確認のために複数の関係職員に対し再度必要な聞き取り調査等を行った。総務課は聞き取り内容を集約し、県教育委員会の人事考査委員会における審査資料である審査表を作成し、県教育委員会の人事考査委員会において審査表を基に事実認定を行った上で処分内容等を審査した。
- (カ) 以上の経緯により、県教育委員会は、A 職員を平成 29 年 10 月 12 日付けで戒告処分とし、その旨を公表した。

イ 本件請求対象文書について

本件開示請求に先立って別件の開示請求があった際に、総務課職員は、審査請求人に対し、前記アの本件処分事案の概要及び処分までの経緯を説明しており、その際に、審査請求人は、一部開示された本件処分事案に係る非違行為報告書及び審査表を閲覧していた。

また、請求内容①には、「それらをまとめた非違行為報告書等は、本開示請求の対象としない。」と記載されていた。

そのため、本件開示請求に際し、総務課職員が、審査請求人へ請求内容②については非違行為報告書及び審査表を対象行政文書として含めるかを確認したところ、含めないとの返答であったため、その旨を開示請求書に補記した。

以上のことから、請求内容①は、本件処分事案が発生した際に、当該事件について A 教育事務所から総務課へ提出された文書であると解した。

また、請求内容②は、本件処分事案に関して A 教育事務所の職員が関係職員に対し行った聞き取り等の記録及びその内容が分かるもの並びに総務課が関係職員に対し行った聞き取り等の記録及びその内容が分かるものと解した。

そして、請求内容①及び請求内容②のいずれについても、本件処分事

案について作成された非違行為報告書及び審査表は含まないものと解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 請求内容①について

前記(1)ア(イ)及び(ウ)において説明したとおり、A職員による問題行動が発生した際、A職員の上司らは総務課職員へ報告・相談を行っており、その際には事件の概要をまとめたメモを手持ち資料として持参し、また、総務課職員も自身の手持ち資料として当該メモの交付を受けたことがあった。

しかし、当該メモはA職員の上司が個人的に作成したもので手持ち資料に過ぎず、A教育事務所において決裁や回覧等の処理が行われておらず、また、交付を受けた総務課職員も課内の回覧等の処理を行わず、手持ち資料として保管していたことから、組織的に用いるものとして管理されていない。

なお、A教育事務所における非違行為報告書の作成に当たり当該メモは参考資料として用いられているが、その内容は非違行為報告書に集約されており、当該メモそのものは組織的に用いるものとして管理されていない。

イ 請求内容②について

非違行為報告書及び審査表の作成に当たっては、非違行為を行った職員や関係職員から聞き取りを行った者が備忘録として聞き取った内容について個人的にメモを作成し、自分の手元に置いておくということはあり得るが、そのメモはあくまで当該者の個人的便宜のために作成されたものであり、非違行為を行った職員等から聞き取った内容は、非違行為報告書及び審査表に集約されることから、当該メモそのものを組織的に用いるものとして管理することはなく、請求内容②に該当する文書は、非違行為報告書及び審査表以外には存在しない。

ウ よって、本件請求対象文書は存在しない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び実施機関が作

成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、請求内容①にあつては本件処分事案が発生した際に A 教育事務所から総務課へ提出された文書、請求内容②にあつては本件処分事案に関して A 教育事務所の職員が関係職員に対し行った聞き取り等の記録及びその内容が分かるもの並びに総務課が関係職員に対し行った聞き取り等の記録及びその内容が分かるものであつて、いずれも本件処分事案について作成された非違行為報告書及び審査表は含まないものと解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 請求内容①について

実施機関によれば、A 教育事務所の職員が総務課職員へ報告・相談を行った際には事件の概要をまとめたメモを手持ち資料として持参し、また、総務課職員も自身の手持ち資料として当該メモの交付を受けていたが、当該メモは A 職員の上司である A 教育事務所の職員が個人的に作成したもので手持ち資料に過ぎず、A 教育事務所において決裁や回覧等の処理が行われておらず、また、交付を受けた総務課職員も課内の回覧等の処理を行わず、手持ち資料として保管していたとのことである。また、当審査会において実施機関に確認したところ、総務課職員は個人の備忘のために当該メモを交付してもらうこととしたに過ぎず、また、本件不開示決定時点では保管されていたものの、現時点においては、A 教育事務所及び総務課の双方において、職員の人事異動に伴い不要な書類等を整理した際に既に捨てられているとのことである。

ここで、仮に当該メモが条例第 2 条第 2 項に規定する行政文書に該当するものであれば、請求内容①に該当し、本件請求対象文書として特定して開示決定等すべきであつたと考えられることから、当該メモの行政文書該当性について以下検討する。

一般にメモと称する書面であつても、当該書面が実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものであつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして管理していれば、行政文書に該当する。作成又は取得された文書が組織的に用いるものといえるかについては、当該文書の作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況等を総合的に判断する必要があるが、実施機関の説明するとおり、当該メモの作成に当たって作成者の上司が関与しておらず、かつ、担当職員の当事者間で便宜的に交付されたものに過ぎないのであれば、当該メモが直ちに行政文書に該当するとまではいえず、当該メモは組織的に用いるものとして管理されていないとの実施機関の主張を覆すに足る事情は認められない。

また、最終的な報告文書として非違行為報告書が A 教育事務所において作成され、総務課に提出されていることからすれば、それ以外に請求内容①に該当する文書が存在するという事情も認められない。

よつて、請求内容①に係る行政文書を作成又は取得していないという

実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとはいえない。

イ 請求内容②について

実施機関によれば、非違行為を行った職員や関係職員から聞き取りを行った者が備忘録として聞き取った内容について個人的にメモを作成し、自分の手元に置いておくということはあり得るが、そのメモはあくまで当該者の個人的便宜のために作成されたものであり、非違行為を行った職員等から聞き取った内容は、非違行為報告書及び審査表に集約されることから、当該メモそのものを組織的に用いるものとして管理することはないとのことである。

当審査会において実施機関に確認したところ、関係職員から聞き取りを行った A 教育事務所及び総務課の担当者がその内容についてメモは作成したものの、当該担当者が本人限りで所持していたものであり、非違行為報告書の作成後等の不要となった時点で捨てられているとのことである。

A 職員の処分に際しては、最終的に処分に必要な情報が集約された非違行為報告書及び審査表に基づき処分を検討していると解されることから、非違行為報告書及び審査表以外に A 職員等に対する事情聴取等の内容が記載された文書が存在しないとしても、特段不自然、不合理な点があるとまではいえない。

ウ これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

1. 2017. 10. 12 公表の A 教育事務所職員の処分に関する以下の文書。

- ① 処分された職員（当該職員）が 110 番通報した各事件及び他の問題発生時に、その都度、A 教育事務所から県教委に提出された報告文書。（*それらをまとめた非違行為報告書等は、本開示請求の対象としない。）
- ② 県教委が、当該処分に関して関係者から事情聴取した事実（いつ、だれが、誰に対して、どこで聴取したのか）、またその内容等が分かるすべての文書。非違行為報告書、審査表を含めない。
- ③ 業務書類が破棄された旨の A 教育事務所長報告後、破棄された点について、県教委の対応を示すすべての文書。
- ④ A 教育事務所長が報告した「業務書類破棄は、当該職員による行為」との事実認定に対する、県教委の見解を示す文書。A 教育事務所長に対する文書。非違行為報告書、審査表を含めない。

- ⑤ ハサミを叩きつけられ、臀部を蹴られた派遣主事、同所属教委に対する
県教委の対応がわかる文書（謝罪文等）。
- ⑥ A教育事務所長、当該職員の直属の上司らに対する「指導」文書。
- ⑦ 当該職員が、発出したメール。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.12.14	諮問（弁明書の写しを添付）
31. 2. 22 (第568回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 3. 20 (第569回審査会)	審議
31. 4. 19 (第571回審査会)	審議
1. 5. 31	答申